

議案第 3 2 号

三豊市国民健康保険税条例の一部改正について

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成 18 年三豊市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 5.50」を「100 分の 7.0」に改める。

第 4 条中「100 分の 28.0」を「100 分の 21.0」に改める。

第 5 条中「22,000 円」を「26,000 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「22,000 円」を「26,000 円」に、同条第 2 号中「11,000 円」を「13,000 円」に改める。

第 7 条中「100 分の 7.0」を「100 分の 5.0」に改める。

第 7 条の 2 中「5,000 円」を「6,000 円」に改める。

第 8 条中「100 分の 1.15」を「100 分の 1.50」に改める。

第 9 条中「100 分の 5.0」を「100 分の 4.0」に改める。

第 9 条の 2 中「6,800 円」を「6,000 円」に改める。

第 9 条の 3 中「4,000 円」を「6,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成 24 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 23 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【議案第32号関係】

三豊市国民健康保険税条例（平成18年三豊市条例第69号）
一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）	現 行
（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.0</u>を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る資産割額） 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の21.0</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,000円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第5条の2 略 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>26,000円</u> (2) 特定世帯 <u>13,000円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額） 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の5.0</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,000円</u>とする。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.50</u>を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る資産割額） 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の4.0</u>を乗じて算定する。	（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.50</u>を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る資産割額） 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の28.0</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>22,000円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第5条の2 略 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>22,000円</u> (2) 特定世帯 <u>11,000円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額） 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の7.0</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>5,000円</u>とする。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.15</u>を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る資産割額） 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の5.0</u>を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>6,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,000円</u>とする。	(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>6,800円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,000円</u>とする。
---	---